

静岡市清水庵原球場ネーミングライツパートナー審査基準

(静岡市清水庵原球場ネーミングライツ取扱要綱第5条第4項関係)

1 基本的な考え方

静岡市清水庵原球場ネーミングライツパートナーの選定は、当該事業の募集に応募した者のうち、所管課においてネーミングライツパートナーとしての1次審査をした後、別に定める広告審査会において、広告主の業種、業態、広告内容等について2次審査を行った上で、申込内容に沿った順位付けを行うものとする。

2 審査事項

- (1) 静岡市広告掲載基準を満たしていること。
- (2) 公の施設のネーミングライツパートナーとしてふさわしい法人であること。
 - ① 経営の安定性、事業内容
 - ② 社会貢献に対する実績や意向
 - ③ 清水庵原球場へのネーミングライツを導入することに対する意向
- (3) 次の順により要綱第5条第2項に規定する契約の交渉の順位を決定する。
 - ① 総額
 - ② 単年度の契約金額
 - ③ 市内事業者
 - ④ 抽選